

(図5-3-2)。

この埋蔵文化財発掘調査件数のうち、東北縦貫自動車道建設に係る発掘件数は、昭和44年度から昭和48年度までの5年間で、51件に及んでおり、東北新幹線建設に係る埋蔵文化財調査件数は、昭和48年度から昭和51年度までの4年間に33件に達しており、今後も継続調査が必要である(表5-3-20)。

また、今後開発が予定されている地域としては、相馬地域の総合開発、母畠地域のほ場整備事業、矢吹地域のほ場整備事業等があり、大規模開発に伴う埋蔵文化財分布調査及び発掘調査が予定されている。

このように県土開発に伴い、埋蔵文化財包蔵地の発掘調査面積は、年々増加の一途をたどり、本来の学術調査を中心から開発に対応して記録保存するための発掘調査中心へと移行している。

そのため、経費負担、調査員不足等に悩まされ、限られた専門家が各方面からの調査依頼に応じ切れないのが現状である。また、出土品も発掘後、未整理のまま累積している市町村が少なくない。

従って、今後は、以上の調査をより正確なものに整備するとともに、将来の保存、管理、活用を考慮して、調査体制の確立を推進する必要がある。また、発掘調査に必要な人員の確保を図る必要がある。

2. 施策の基本方向

(1) 文化財の防災

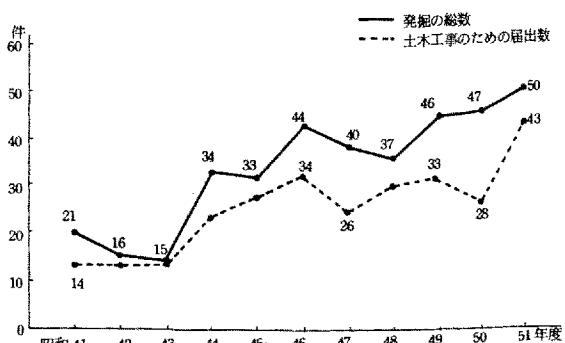
指定建造物については、保存のため消防設備、警報設備等を計画的に整備し、文化財の保存・管理に努める。また、防災設備の整備の遅れている美術工芸品については、防災設備の整備を促進する。

更に、文化財保護の万全を期するためには、防火設備の整備とともに、防火に対する啓蒙を図る。

(2) 文化財保存助成

国指定文化財の国庫補助事業に対し、県、市町村では、補助を行っているが、社寺等においては、経費負担のため一般寄付による場合もみられるので、高率補助を図るように努める。また、文化財の補助事業は、年々その需要が増大しているので、市町村においても財政的考慮をしながら計画を策定する必要があり、その助成について、県指定文化財の保存助成の充実を図りながら

図5-3-2 埋蔵文化財発掘届け数の推移



注：1. 「文化課調査」(昭51)による。
2. この件数は、文代財保護法による届出数

表5-3-20 東北縦貫自動車道及び東北新幹線開通
に伴う埋蔵文化財発掘調査件数の推移
(単位：件)

区分	年度	44	45	46	47	48	49	50	51
東北縦貫自動車道		13	12	12	11	3	—	—	—
東北新幹線		—	—	—	—	12	8	8	5

注：「文化課調査」(昭51)による。